

(庶務)

第9条 附属機関の庶務は、別表第1所管部局の欄に掲げる部局において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、附属機関の運営その他必要な事項は別に定める。

別表第1 (第1条、第3条、第9条関係)

附属機関の名称	定数	委員の要件	任期	所管部局
和歌山県河川整備審議会	15人以内	学識経験を有する者	2年以内	県土整備部

別表第2 (第7条関係)

附属機関の名称	部会の名称	分掌事務
和歌山県河川整備審議会	河川整備計画部会	河川整備計画についての調査審議に関する事務
	河川環境部会	河川環境等についての調査審議に関する事務

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(関係規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 和歌山県中小企業振興対策審議会規則 (昭和28年和歌山県規則第70号)
- (2) 和歌山県クリーニング師試験委員規則 (昭和28年和歌山県規則第79号)
- (3) 和歌山県水産業振興対策審議会規則 (昭和29年和歌山県規則第28号)
- (4) 和歌山県観光審議会規則 (昭和41年和歌山県規則第140号)
- (5) 和歌山県製菓衛生師試験委員規則 (昭和42年和歌山県規則第124号)
- (6) 和歌山県毒物劇物取扱者試験委員規則 (平成21年和歌山県規則第70号)

附 則(平成25年7月5日規則第55号)

この規則は、公布の日から施行する。